

小康期

- 地域で新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態
- 大流行は一旦終息している状況

目的：

- 1) 市民生活及び地域経済の回復を図り、第二波の流行に備える。

対策の考え方：

- 1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- 2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。
- 3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- 4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

1 実施体制

(1) 対処方針の変更

- ア 地域における新型インフルエンザ等の流行の終息を受け、本市の対処方針を変更するとともに、小康期に入ったことを公表する。(健康づくり推進課)
- イ 業務継続計画に基づき、縮小・中止していた市の業務を再開する。(全庁)

(2) 対策の評価・見直し

これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、市行動計画、対応マニュアル等の見直しを行う。(健康づくり推進課)

(3) 対策本部の廃止

特措法に基づく緊急事態解除宣言がされたとき、又は県対策本部が廃止されたときは、速やかに市対策本部を廃止する。(市対策本部)

2 情報収集・提供

(1) 情報収集

- ア 引き続き、国内外での新型インフルエンザ等の発生状況や対応について、国、茨城県等の関係機関を通じて必要な情報を収集する。(健康づくり推進課)
- イ 再流行を早期に探知するため、学校、保育園等での新型インフルエンザ等の集団発生の把握を継続する。(学務課、子ども施設課)

(2) 情報提供

ア 引き続き、市民に対し、各種広報媒体（市ホームページ、市報、ケーブルテレビ、コミュニティFM、SNS、防災行政無線、広報車等）・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。（健康づくり推進課、広報戦略課、生活安全課、財政部、都市建設部）

イ 市民からコールセンター等に寄せられた問合せ、関係機関等から寄せられた情報等を取りまとめ、情報提供の在り方を評価し、見直しを行う。（健康づくり推進課）

(3) 情報共有

国、茨城県、関係機関等とインターネットやメール等を活用したりリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針や現場の状況を把握する。（健康づくり推進課）

(4) コールセンター等の体制の縮小・中止

状況を見ながら、県からの要請に基づいてコールセンター等の体制を縮小・中止する。（健康づくり推進課）

3 予防・まん延防止

(1) 地域での感染拡大防止策

ア 流行の経過を踏まえ、第二波に備えて感染拡大防止策を見直し、改善に努める。（健康づくり推進課）

イ 再流行に備え、まん延防止対策物品（マスク、使い捨て手袋、手指消毒液等）の備蓄の見直し、補充を行う。（健康づくり推進課）

4 予防接種

(1) 住民接種

第二波の流行に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。（健康づくり推進課、関係機関）

(2) 緊急事態宣言がされている場合の措置

国及び茨城県と連携し、第二波の流行に備え、必要に応じ、特措法第46条に基づく市民に対する予防接種を進める。（健康づくり推進課、関係機関）

5 市民生活及び地域経済の安定の確保

(1) 要援護者への生活支援

引き続き、要援護者の生活支援に対する対応を実施し、必要性に応じて対応を縮小する。(社会福祉課、健康づくり推進課)

(2) 市民・事業者への呼び掛け

ア 必要に応じ、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛ける。(女性青少年課(消費生活センター))

イ 必要に応じ、国及び茨城県が実施する、食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び売惜しみへの対応について、適宜協力する。(女性青少年課(消費生活センター))

(3) 緊急事態宣言がされている場合の措置

国及び茨城県と連携し、市内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。(健康づくり推進課)

6 医療

(1) 地域医療体制

臨時的な医療施設での対応は、茨城県と協議の上、通常の外来・感染症指定医療機関での対応が可能と判断された時点で終了する。(健康づくり推進課、茨城県、関係機関)